

令和4年12月第12回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年12月9日(金)

午前10時00分から午前10時50分

2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員 (39人)

会長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 3番 田中秀樹 4番 小田明美 5番 福島康夫

6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平 9番 武村一夫

10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝 13番 長鉾忠明

15番 中島寛司

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 23番 沼本通明 24番 市本裕司

26番 松下 功 25番 下山史朗 27番 福島史利 28番 太安隆文

29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三 32番 長尾 修

33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 36番 池田琢璽

37番 池田和道 38番 各務和裕 40番 山中正義 41番 池田久美子

42番 井上 達 43番 入澤靖昭 45番 筒井一行 46番 石田 勉

4. 欠席委員 (7人)

農業委員 2番 池田 実 14番 妹尾宗夫 16番 綱島孝晴 17番 松本正幸

推進委員 22番 小林和夫 39番 東郷朝夫 44番 佐子ゆかり

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第63号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第66号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について

日程第6 議案第67号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第7 議案第68号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について

日程第8 議案第69号 農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について

日程第10 報告第27号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第11 報告第28号 農地法第18条6項の規定による農地の貸借の合意解約につ

いて

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 杉井正巳 主事 大塚哲史
加藤真弓

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 失礼します。皆さん、改めておはようございます。
それでは、ただいまから令和4年12月総会を開催いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さんおはようございます。

12月総会ということで、今年度もたくさんお世話になりました。本日も非常に冷え込んでおりますけど、いよいよ厳しさを痛感しております。いろいろ皆さん方には今年も非常にお世話になったということで改めてお礼を申し上げます。

私も先日、11月30日に東京のほうで農業者年金の推進セミナーというのがございまして、農業者年金を勧めていこうということで大会がありました。若い人は国からの補助もいただけるし、それからまた経営を行っている人は節税対策にもなるしということでしっかりと話を伺いました。なかなか人に勧めるということは難しいことですが、何とか身近な人に、一人一人に伝えていかなければならないということ強く感じたところでございます。

それから、12月1日には毎年行っております全国農業委員会会長代表者集会というのがございまして、県内から二十数名、事務局の方もおられましたけど出席いただきました。今年度はいろいろな問題があるということでいろいろと大変でございますけど、令和5年度の農業関係予算の確保に関する決議事項ということで審議をいたしました。非常に農業経営は厳しいときとなっております。しかし、持続可能な農業、農村をつくるために政策提言をしなければならぬということで審議をいたしました。来年4月には改正農業経営基盤強化法、これが執行されます。人・農地プラン、地域計画をしっかりと取り組まなければならないということになります。各地域ではそれをやっていただけているところもございますけど、まだまだこれから本格的に進むことでございます。いろんな問題があるわけでございますけど、安全保障、そのためにはやはり輸入に頼っている食物、生産物を自給できる体制をいかに進めていくかということが非常に大切だろうというふうに思います。しっかりと国のほうにもその対策予算のほうを立てていただいて、転作ができるところは進めていくというところだろうというふうに思います。農業問題、また真庭市のほうもいろんな対策を考えて推進しておられます。そのようなことも含めてまして、12月23日に市長のほうに意見書を提出していただきますけど、それに盛り込んで

また市長との話合いということも行う計画でございますので、いろんな面で意見の交換をしながら皆さんとともにそういう地域をつくっていけるように頑張っていかなければならないというふうに感じております。皆様のご協力を今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、12月総会を開会します。

事務局長

ありがとうございました。

では、本日欠席の委員ですが、4名の方がいらっしゃいます。2番委員、14番委員、16番委員、17番委員さんで15名でございます。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中15名で定足数に達しております。よって、12月総会は成立していることをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よろしくお願いいたします。

議長

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長

それでは、議事録署名委員は、5番委員、6番委員を指名いたします。

日程2、議案第63号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1、番号2については関連する内容ですので、事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局主事

議長。

議長

はい、事務局。

事務局主事

議案第63号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日、審議していただく件数は7件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田3筆2, 434㎡、畑2筆753㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。

続きまして、番号2でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆906㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんが欠席されておりますため、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

それでは、1番と2番は関連しておりますのでまとめて報告させていただきたいと思いを。

まず、1番でございますけれども、権利移転をする事由の詳細でございますが、譲渡人は9年前に申請地区の不動産を一括して相続いたしました。しかし、 から5キロ以上離れておりまして、管理に非常に苦労しておりました。ところが、家屋のほうの譲渡のほうが決まりまして、あとは農地のほうが残っただけでございますけれども、このたび譲受人と話がまとまりまして申請に至ったものでございます。譲受人は数年前に定年退職いたしまして申請地にUターンした人物でありまして、今の所有者とは近所の関係ということでございました。譲受人の耕作状況等でございますけれども、譲受人は農業経験はないわけでございますけれども、今後勉強しながら耕作をしていくという決意を話しておられます。当人は現在、 古墳ということでちょっと有名になっておりますけれども、この発掘作業に関わっておりまして、将来はその発掘と古代米でも栽培して一緒に展示する、販売もしようというふうなビジネスにトライするというようなことの計画でございます。現状では農機具等を有していないので、当面推進委員、また近所の農家、近隣の友人等に支援をしていただくということでございます。その他の指摘事項としましては、中山間直接支払制度、水利組合の関係等について説明をされているようでございます。

続きまして、2番でございますけれども、譲渡人は1番と同一人物でございます。相続いたしました農地を以前の所有者から20年来借りて耕作をされておりました譲受人に無償で譲渡をすることで話がまとまりまして、申請をするものでございます。譲受人は20年来稲作をその農地で行っておりますので、引き続き今後も稲作を中心に耕作をするということでございます。所有農機具、その他の3条要件は全て満たしているというふうに思います。

以上、問題ないと思っておりますのでご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、耕作不便により、落合の譲受人に、申請農地、田1筆321㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果についてですが、14番委員さんが欠席されておられますので事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 失礼します。14番委員さんが確認して下さった内容についてさせていただきます。

事由の詳細についてですが、両者はもともと近隣だったが、譲渡人が既に市外へ移住しておりました。それによって、この農地が管理できないことになりました。こ

の農地については譲受人のすぐ隣にある農地ですので、譲受人さんがこの農地を管理することになったということです。譲受人さんの耕作状況等ですが、家族で農業経営を行っておりまして、農地の管理は十分できるものと思われる。その他の指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、久世の譲渡人が、農業廃止により、同じく久世の譲受人に、申請農地、田4筆3, 484㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いいたします。

32番推進委員 議長。

議長 はい、32番推進委員。

32番推進委員 32番推進委員でございます。

4番につきまして、12月7日に現地調査を行い、譲受人から事情聴取いたしましたのでご報告させていただきます。

最初に権利移転する事由の詳細でございますが、譲渡人は高齢であり10年以上前から施設入所されているとのことで、当該農地は親族の方が耕作されていたということです。この親族の方も高齢となって耕作できなくなったので、遠い親戚である地元の譲受人に作ってほしいとの話があり、このたび譲渡がまとまったとのことです。譲受人の耕作状況等でございますが、譲受人は現在地区内に2反の農地があり、会社に勤めておられますけれども本人夫妻と母親で農業に従事されておられます。農機具についてはトラクターのみ個人所有、田植機、コンバインを共同所有して農作業に当たられておられます。乾燥、もみすりは委託されているとのことです。

以上、農業に従事されることについては特に問題がないと思われま。その他指摘事項はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止により、久世の譲受人に、申請農地、田1筆725㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員 議長。

議長 はい、10番委員。

10番委員 10番です。

12月1日に譲受人と現地で説明を聞きました。譲渡人は県外で暮らし、2日に電

話で内容について聞き取りをいたしました。譲渡人は現在県外で生活しておりますが、以前は譲受人と同じ地区で近所でした。譲受人は長い間、今回の農地を委託され管理耕作をしましたが、譲渡人が今後農業ができないということで売買の話がまとまり権利移転を行うものでございます。譲受人は兼業農家ですが、トラクター、田植機、コンバインなど農機具はほぼ所有しており、今後も耕作ができると思えます。指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望により、美甘の譲受人に、申請農地、畑1筆475㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、37番推進委員さんから説明をお願いいたします。

37番推進委員 議長。

議 長 はい、37番推進委員。

37番推進委員 それでは、番号6の案件につきまして説明いたします。

12月3日に譲受人さん、譲渡人さんが相談している方から話を聞きました。この件は、譲渡人が■■■■■■■■■■で生活しております、この人は主人が亡くなりまして今後■■■■■■■■■■に帰ることもなく今後維持ができないということで相談しておりました。相談員さんのほうがこのことを踏まえまして譲受人さんと話ができましたので、この案件が成立したということでございます。譲受人さんは家族が大変多く、家もできればということで家屋とそれに隣接している農地、畑でございます。今後、農地につきましては何も問題がないと思えます。管理に必要な機械等は整備されておりまして何の問題もないと思えます。その他指摘事項はありませんのでよろしくご審議方お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止により、勝山の譲受人に、申請農地、畑2筆3,140㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、46番推進委員さんから説明をお願いいたします。

46番推進委員 議長。

議 長 はい、46番推進委員。

46番推進委員 46番です。

12月2日に現地確認をいたしましたので報告いたします。

権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は数十年前から関東のほうに在住されておりました、お父さんが亡くなられたときに実家と農地を相続されましたが、数年前

から空き家となったため、実家と隣接している農地の売却を考えられ、親戚の方の仲介で今回譲受人の弟さんが新規就農をされる予定となっており、譲受人が指導しながら奥さんと一緒に農業をやっていくための取得でございます。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人の農地全てはブドウ栽培を家族4人で積極的にされておりまして。今年秋にブドウの共進会で優秀賞を受賞したと大変喜んでおられました。取得後は新たな作物を栽培する予定だそうでございます。

以上のとおり耕作等については問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。その他指摘事項もありません。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第63号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第64号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局次長

議案第64号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は2件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人（落合）は、墓地を所有していないため、そろそろ自分たちの墓地をと検討された結果、畑1筆20㎡を、墓地用地として使用するため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 議長。

議 長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 27番推進委員です。

第4条、番号1について申し上げます。

12月3日に申請人ご夫婦に会い、現地確認を行いました。申請人は新たに墓地の購入と造成を考えておりました。以前申請人の父から山あいの土地があるのでどうかと言われましたが、申請人の体の状態、手術をしないといけないような状態ですので、ちょっとこれは駄目ということでほかを当たっていました。最近になって兄弟のほうから申請人が相続した長年耕作をしていない畑はどうかという話があり、近隣の方にも了解をいただき着工することとなりました。周辺の農地への影響ですが、墓地ということもあり、日照にも影響はありません。また、周辺の農地の方にも了解をいただいていますので何ら問題はないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

申請人（落合）は、昔ながらの建築様式で段差がある住宅に居住されておられますが、家族が病気により肢体不自由となり介護が必要となったことから、畑1筆118㎡のうち56.02㎡を、一般住宅を増築しバリアフリーの居宅とするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成等■■■■円、建物施設■■■■円。費用の内訳として、自己資金円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議 長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番です。

11月30日に申請人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、申請人家族は申請人夫婦と別棟に息子夫婦と孫3人、計7人で暮らしていますが、今年夏頃に申請人の妻が難病にかかり日常生活が難しくなってきたため、今回自宅に軒を出して増築し、バリアフリーの部屋にするということでありま す 。 申 請 地 の 位 置 で す が 、 主 要 自宅の隣にあります。周囲の状況ですが、東は自宅、西は畑、南は道路、北は畑。周辺農地への影響ですが、転用地は畑であり、また本案件は増築工事でありますの

で周辺農地への影響はないものと思われま。どうぞ審議方よろしくお願ひしませ。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めませ。

よって、議案第64号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されませ。

続きませ、日程4、議案第65号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願ひいたします。

事務局主幹

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局主幹

議案第65号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は1件となっております。

5ページをお開きください。

番号1でございませ。

番号1は追認案件でございませ。

申請人、譲受人（■■■■宗教法人）は、既存の駐車場が狭く、祭り等神事の際、参拝者は周囲の道路に駐車する状況で以前から駐車場用地を探していたところ、譲渡人から寄進していただくこととなったため、申請地、田2筆、合計1,055㎡を、譲渡人（市外及び■■■■）から譲り受け、露天駐車場として整備するため、転用申請するものませ。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま整備しており、今後このようなことのないよう反省し、てんまつ書が添付してありませ。農地区分は、2種農地と判断されませ。転用に伴う費用は、土地購入費は譲渡人からの寄進であるため■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されてありませ。申請地周辺に影響を受ける農地はございませ。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、43番推進委員さんから説明をお願ひ

続きまして、日程 5、議案第 66 号、農地法第 5 条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。

番号 1 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第 66 号、農地法第 5 条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について、本日審議していただく案件は 1 件でございます。

7 ページをお開きください。

本案件は、使用借人（市内法人）が、令和 3 年 5 月 11 日付、真農委指令第 505 号で農地法第 5 条第 1 項の規定による許可を受けた案件でございます。変更理由であります。[REDACTED] 工事に当たり、申請地を借り受けて仮設事務所及び資材置場等として一時転用していましたが、固定資産税が現況地目で課税され税負担が発生しているため、市が承継者として借り受け、税負担を軽減するため、変更申請するものです。使用貸人と承継者である真庭市は使用借人となる土地使用貸借契約書が添付されています。一時転用期間については、工事が 3 月末完了予定で、その後農地への原状回復を行うため、一時転用期間を令和 5 年 6 月 30 日まで延長するものです。本案件は、農地法関係事務処理要領に定められた事業計画変更に関する承認条件を満たしており、変更はやむを得ないものと思われま。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、9 番委員さんから説明をお願いいたします。

9 番委員 議長。

議長 はい、9 番委員。

9 番委員 9 番です。

番号 1 につきまして、去る 12 月 2 日に電話にて真庭市の担当の農林土木課の方と電話にて確認をいたしました。転用しようとする事由の詳細ですけれども、工事に当たり工事請負業者が申請地を借り受け、仮設事務所及び資材置場等として一時転用していますが、工事が 3 月末終了予定で、その後、農地への原状回復を行うための工事期間中に申請地の所有者である使用貸人に税負担が発生するため、市が承継者として借り受け、税負担の軽減をするために申請を行うものです。申請地の位置ですけれども、になります。周囲の状況ですけれども、東が市道、西が田、南が田、北が市道となっております。周辺農地への影響ですけれども、農地への原状回復を行うため、影響はないと思われま。その他指摘事項もありません。審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第66号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第66号、農地法第5条の規定に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程6、議案第67号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第67号について、9ページをお開きください。
議案第67号、農用地利用集積計画の決定について。
このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。
案といたしまして、令和4年12月9日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全43筆でございます。
以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。
以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。
それでは、これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第67号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第67号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、議案第68号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程8、議案第69号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第68号について、15ページをご覧ください。

議案第68号、農用地利用集積計画の決定について。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画が上がっております。

続きまして、議案第69号について、17ページをお開きください。

議案第69号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。案といたしまして、令和4年12月27日付で公告の予定でございます。配分計画案については議案書のページに記載のとおりで、財団が実施した借手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合いマッチングが成立したものです。全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第68号、議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第68号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第69号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程9、報告第27号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程10、報告第28号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解

約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 19ページをお開きください。

報告第27号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第28号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の7件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

以上、報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議 長 報告第27号、報告第28号について、質問、意見等がありましたらお願いいたします。

ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 質問、意見等はないようです。これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議 長 事務局はよろしいですか。

<「なし」の声>

議 長 それでは、12月総会を閉会したいと思いますけど、次回1月総会は1月11日水曜日の午前10時からですのでよろしくお願いいたします。

(午前10時50分 閉会)